



故人の個人財産引渡請求書

故人の氏名：

検視案件番号：

故人の個人財産を引渡します。 検認法第 330 条に従って、検視官は、検視官が所有する故人の有形動産を、故人の残された配偶者、親族、または死亡時にその職務を務める保佐人または財産後見人に引き渡すことができます。ただし、当該財産の所有権について争いがあることを検視官が知っている場合または信じるに足る理由がある場合は、当該財産を引き渡さないものとします。検視官による財産の引渡しは、財産の所有権を決定するものではなく、また、財産に対して受領者が他に有するよりも大きな権利を与えるものではなく、故人の財産管理のための後の手続を妨げるものでもありません。検視官は、財産の引渡しを受けた者によって生じた財産の損失または損害についての責任を負いません。

財産および保証の放棄の要請。 検認法第 330 条の規定に従って、以下に署名することにより、あなたが残された配偶者、親族、または死亡時にその資格で行動する遺産の保護者または後見人であることを保証します。さらに、あなたは、検視官が保管している故人の財産を所有する権利があること、および当該財産の所有権について争いが無いことを保証します。偽証罪の適用を受ける場合は、他の者が記載された財産について故人の利益に優越する権利を有しないことを宣言します。以下のとおり、自己または自己が指定する者（葬儀屋、霊安室など）に対して、故人の財産の引渡しを求めるものです。

要請者の氏名（活字体） 住所、市町村、郵便番号 電話番号

署名 故人との関係 署名日

以下の個人または団体に財産を引渡します。

検視官専用：

引渡請求者の身元確認： 検認法第 330 条で義務付けられているように、故人の財産の引渡しを要求する者は、身分と身分を証明する以下の合理的な証拠を提供しています（検認法第 13104 条 (d) による）。

1. カリフォルニア州発行の運転免許証、身分証明書、または米国のパスポート（現在有効なもの、または過去 5 年以内に発行されたもの）。
2. 以下の書類で、現在または過去 5 年以内に発行されたものであり、写真と本人の説明が記載され、本人の署名があり、シリアル番号などの識別番号が記載されているもの。(a) 外国政府によって発行され、米移民税関捜査局によって押印された旅券。(b) 他の州によって発行された運転免許証または身分証明書。(c) 米軍の部隊が発行した身分証明書。
3. この引渡書の用紙における執行者を特定する公証人の公的証明書。（コピーを添付）

_____ (ID の種類、発行元、識別番号)

検死官の確認 役職 日付

以下に引渡された財産：

氏名（活字体） 署名 日付

